

県産飼料用稲わら利用拡大事業費補助金交付要綱

制定:令和7年6月27日付け滋畜第479号
最終改正:令和8年5月18日付け滋畜第415号

(趣旨)

第1条 知事は、令和8年度において県内での飼料用稲わら(以下「稲わら」)の収集を拡大するため、これまで稲わらが収集されていないほ場で稲わらを収集し、かつ家畜ふん堆肥を散布する取組に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、「滋賀県補助金等交付規則」(昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(補助対象および補助額)

第2条 補助の対象となる経費および補助額は、別表に定めるところによる。

(事業実施計画の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者(事業実施主体)の代表者は、事業を実施するに当たって事業計画承認申請書(別記様式第1号)を提出し、知事の承認を得るものとする。

2 事業計画承認申請書の提出部数、提出期日および添付書類は、次のとおりとする。

(1)提出部数:1部

(2)提出期日:別に定める日

(3)添付書類:事業計画書および収支予算書(別記様式第2号)

稲わら収集、堆肥散布計画取組者ごとの整理表(別記様式第3号-1)

稲わら収集、堆肥供給計画取組者内容確認書(別記様式第3号-2)

稲わら収集作業機借り上げ支援計画書(別記様式第3号-3)

申請団体の規約(法人以外の組織の場合)

3 同条第1項の規定にかかわらず知事は、あらかじめ承認が必要でないとするものについては、事業計画承認申請書の提出を省略させ、補助金交付申請書をもって事業計画の承認をすることができる。

(交付申請)

第4条 規則第3条に規定する補助金交付申請書(別記様式第4号)の提出部数、提出期日および添付書類は、次のとおりとする。

(1)提出部数:1部

(2)提出期日:別に定める日

(3)添付書類:事業計画書および収支予算書(別記様式第2号)

稲わら収集、堆肥散布計画取組者ごとの整理表(別記様式第3号-1)

稲わら収集、堆肥供給計画取組者内容確認書(別記様式第3号-2)

稲わら収集作業機借り上げ支援計画書(別記様式第3号-3)

役員名簿(別記様式第5号、法人の場合)

誓約書(別記様式第6号)

(事業変更の承認申請)

第5条 事業実施主体は、規則第4条の規定による補助金の交付決定を受けた後に、規則第3条の規定により提出した書類の記載事項について、次に掲げる変更を加えようとするときは、あらかじめ事業計画変更承認申請書(別記様式第7号)1部を提出し、知事の承認を受けなければならない。

- (1) 事業の中止または廃止
- (2) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増
- (3) 交付決定額の30%を超える事業費の減

2 知事は、前項の変更承認をする場合、必要があると認める時は、当該申請書に係る事項について、変更を指示することができる。

(概算払請求)

第6条 事業実施主体は、規則第15条に規定する概算払いを請求する場合は、概算払請求書(別記様式第8号)によるものとする。

(実績報告)

第7条 規則第12条に規定する事業実績報告書(別記様式第9号)の提出部数、提出期日および添付書類は、次のとおりとする。

- (1) 提出部数:1部
- (2) 提出期日:事業完了後30日以内または事業実施年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日
- (3) 添付書類:事業実績書および収支精算書(別記様式第2号)
 稲わら収集、堆肥散布実績取組者ごとの整理表(別記様式第3号-1)
 稲わら収集、堆肥供給実績取組者内容確認書(別記様式第3号-2)
 稲わら収集作業機借り上げ支援実績書(別記様式第3号-3)

(電子情報処理組織による申請等)

第8条 事業実施主体は、第3条の規定に基づく事業実施計画の申請、第4条の規定に基づく交付申請、第5条の規定に基づく事業変更の承認申請、第6条の規定に基づく概算払請求、第7条の規定に基づく実績報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例(平成16年滋賀県条例第30号)第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(標準事務処理期間)

第9条 標準事務処理期間は、次のとおりとする。

- (1) 規則第4条の規定による補助金の交付の決定 規則第4条の規定による申請があった日から起算して30日以内
- (2) 補助金の変更交付決定 申請書を受理した日から起算して14日以内
- (3) 規則第13条の規定による補助金の額の確定 第7条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内

(帳簿等の整備保管)

第10条 事業実施主体は、この事業に係る経理については他と明確に区分して経理するとともに、その内容を明らかにした帳簿および関係書類を整備し、事業終了後5年間保管するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年6月27日から施行し、令和7年度の補助金に適用する。

付 則

この要綱は、令和8年5月18日から施行し、令和8年度の補助金に適用する。

別表

<p>事業の目的</p>	<p>県内産の飼料用稲わら(以下「稲わら」)の収集を拡大するため、これまで稲わらが収集されていないほ場で稲わらを収集し、併せて耕畜連携のために家畜ふん堆肥を散布する取組の拡大を図る。</p>
<p>事業内容</p>	<p>事業実施年度において、稲わらの収集と併せて堆肥を散布する一連の取り組みに対して、前年からのほ場面積拡大分にかかる経費の一部を助成する。 併せて、この取組を行うために、稲わらの収集・調製にかかる機械の借りに要する経費の一部を助成する。</p>
<p>事業実施主体</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農業または畜産業を営む3戸以上の農業者が構成員となっている団体であって、組織の規約および代表の定めがあり、年1回以上の決算報告がされ、代表者名義の通帳をもつこと 2. 畜産農家等から飼料作物の播種や収穫作業、堆肥の調整・散布作業などを請け負う組織(コントラクター) 3. 農業協同組合および農業協同組合連合会
<p>補助額</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 取組助成については、10アール(a)あたり、2,800円以内とする 2. 機械借上げ助成については、1事業実施主体当たり機械の借りに要した経費の1/2以内(上限、30千円)とする
<p>事業要件等</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事業実施主体における稲わらの供給および堆肥の散布を行うほ場が、前年度より面積拡大を行っていること 2. 堆肥の供給者は、計画申請時点において、肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律127号)に基づき、特殊肥料として家畜ふん堆肥の届出を行っていること 3. 対象作物は稲とする 4. 10a当たりの供給量は環境こだわり農産物栽培基準の「堆肥その他の有機質資材の適正使用」に定めるきゅう肥またはおがくず堆肥またはもみがら堆肥の施用基準を上限とする(別紙「施用基準」参照)
<p>備考</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 面積は、水稻作付面積(水張面積)とする アール(a)単位とし、少数点以下は切り捨て 2. 申請額が予算額を上回る場合、補助金額を予算の範囲内で調整する

別紙「施用基準」

(t/10a)

牛ふん			豚ふん			鶏ふん
きゅう肥	おがくず 堆肥	もみがら 堆肥	きゅう肥	おがくず 堆肥	もみがら 堆肥	おがくず 堆肥
2.0	2.0	2.0	0.8	1.0	1.0	0.8

環境こだわり農産物栽培基準「堆肥その他の有機質資材の適正使用」より作成

(参考)

きゅう肥:家畜ふん単独または家畜ふんに、わら類などの敷料が混合したものを堆積、発酵させたもの

おがくず堆肥、もみがら堆肥:家畜ふんとおがくずやもみがらを混合して、堆積し発酵させたもの